

ひとり親世帯の子どもの貧困率に関する研究

分担研究者 田宮 遊子 神戸学院大学 経済学部

研究要旨

本研究は、ひとり親世帯に属する子どもの貧困率について、世帯の構成による違いに焦点をあて、『国民生活基礎調査』の個票データを用いて分析を行った。ひとり親世帯に属する子どもの貧困率は、ひとり親の配偶関係、および、ひとり親の性別による違いがみられ、離別母子世帯で最も高く、次いで死別母子世帯と未婚母子・父子世帯の貧困率が高い傾向にある。父子世帯の子どもの貧困率は、母子世帯よりも低位に推移していた。次に、税・社会保障制度による貧困削減効果は、とくに、母子世帯において死別か離別かで異なり、死別の場合により大幅な削減効果がみられた。離別母子世帯については、2006年以降、税・社会保障による貧困削減効果が一定程度のみられるようになった。さらに、2000年以降のひとり親世帯の子どもの貧困率の変化の要因分析の結果、貧困率の上昇は市場所得での貧困率の上昇が大きな要因であるが、2000年代後半以降はそれを税・社会保障の貧困削減効果で相殺することで貧困率の上昇を抑制していることが明らかになった。離別母子世帯の増加といったひとり親の構成割合の変化は、市場所得による影響よりは小さいものの、貧困率の引き上げに一定程度寄与していた。

研究目的

本研究は、ひとり親世帯に属する子どもの貧困率について、親の配偶関係、親の性別による違いに焦点をあてて検討することを目的としている。

日本において、子どものいる世帯のうち、とくにひとり親世帯の相対的貧困率が高く、その経済的貧困は深刻な水準にある。ただし、同じひとり親世帯であっても、死別か離別か未婚かという親の配偶関係の違いや、母子世帯か父子世帯かという親の性別の違いによって、経済的状況は異なる。「平成23年度全国母子世帯等調査」によれば、母子世帯の母の年間就労収入の平均は、死別で256万円、離別で176万円、未婚で160万円であり、世帯の年間収入の平均はそれぞれ、451万円、276万円、306万円と、死別で高く、生別（離別、未婚）で低い傾向がある。また、母子世帯全体でみた母の年間就労収入の平均は223万円、世帯の年間収入の平均は291万円であったのに対し、父子世帯では、それぞれ、380万円、455万円であり、母子世帯の収入は父子世帯の6割程度にとどまっている。

また、ひとり親を対象とした所得保障制度は、ひとり親の配偶関係や性別によって、受給可能性が異なっている。死別の場合には年金が、離別・未婚の場合には児童扶養手当が主として支給の対象となる。父子世帯については、児童扶養手当の支給の対象となったのは2010年から、遺族基礎年金は2014年からであり、遺族厚生年金については現在も男性の受給条

件は女性よりも厳しい。

そこで本研究では、ひとり親の配偶関係、および、ひとり親の性別が、子どもの貧困率にどの程度の違いをもたらすのか、所得保障制度による貧困削減効果はひとり親の配偶関係、性別によってどの程度異なっているのか、ひとり親世帯に属する子どもの貧困率は、離別ひとり親家庭の割合の高まりや、所得保障制度の拡充・削減によってどの程度増減しているのか、の3点について明らかにする。

研究方法

本研究は、厚生労働省「国民生活基礎調査」(1995年、2001年、2007年、2013年調査)の個票データを用いた二次分析により昨年度算出したひとり親世帯の子どもの相対的貧困率を用いて、ひとり親世帯の子どもの貧困の特徴を分析する。本研究での子どもは、未婚の20歳未満とする。ひとり親については、ひとり親と子どもだけの世帯だけでなく、祖父母と同居する三世代のひとり親世帯も含める。ひとり親世帯については、親の配偶関係と性別により、離別母子世帯、離別父子世帯、死別母子世帯、死別父子世帯、未婚母子・父子世帯の5類型に分けて分析を行う。未婚ひとり親世帯の子どもの数が少数であったため、未婚母子と未婚父子をひとつのグループにまとめている。

ここでいう相対的貧困率は、OECD基準に基づき、等価可処分所得の中央値の50%に満たない者の割合で算出している。税・社会保障制度による貧困削減効果をみるために、当初所得、可処分所得でそれぞれ貧困率を算出する。また、貧困率の増減の要因を分析するために、Shift share analysis (Förster and Mira d'Ercole 2005; 阿部 2006)を用い、ひとり親の配偶関係の構成割合の変化、当初所得の変化、可処分所得の3要因の貧困率の変化への寄与度を分析する。

研究結果

1. ひとり親世帯の子どもの構成割合

ひとり親世帯に属する子どもについて、ひとり親世帯の5分類(離別母子世帯、離別父子世帯、死別母子世帯、死別父子世帯、未婚ひとり親世帯)に分け、その構成割合の変化をみる(図表1)。2013年でひとり親世帯の子どもの約8割が離別母子世帯に属しており、1995年の約6割から増加する一方で、死別母子世帯は16%から7%にまで半減している。未婚ひとり親世帯は大きな変化はなく、4~6%の間を推移している。ひとり親世帯の子どもの約1割程度が父子世帯に属しており、1995年の2割から低下している。母子世帯と同様に、父子世帯でも死別より離別の割合が高い。

2. ひとり親世帯の子どもの貧困率の推移

ひとり親の子どもの貧困率の推移(図表2)をみると、離別母子世帯で最も高く、1995年から2000年にかけて約56%から約61%に上昇した後、2012年にかけて51%に低下した。

次いで死別母子世帯と未婚母子・父子世帯の貧困率が高い傾向にある。死別母子世帯では貧困率は、1994年の約41%から2012年には約34%に低下している。未婚母子・父子世帯の子どもの貧困率は、1994年の約42%から2012年に48%と上昇傾向にある。ただし、2006年にスパイクがあり、約72%と高い。未婚母子・父子世帯の子どもについては、サンプル数が少ないことから、この結果についてはやや注意が必要であろう。

父子世帯の子どもの貧困率は、母子世帯よりも低位に推移している。母子世帯の子どもと同様に、死別よりも離別で貧困率が高い。離別父子世帯の子どもの貧困率は約16%から約25%の間で増減しており、死別父子世帯では約4%から約20%の間で推移している。

3. 再分配前後の所得でみたひとり親世帯の子どもの貧困率

ひとり親世帯の子どもの相対的貧困率について、ひとり親世帯の5分類(離別母子世帯、離別父子世帯、死別母子世帯、死別父子世帯、未婚ひとり親世帯)に分け、再分配前後の所得(当初所得、可処分所得)でそれぞれ算出した(図表3)。

当初所得でみた貧困率と可処分所得でみた貧困率とを比較すると、すべての類型のひとり親世帯について、前者よりも後方で低位となっており、税・社会保障制度による貧困削減効果がみられた。ただし、1994年の死別父子世帯、2000年の離別父子世帯については、可処分所得でみた貧困率が高くなっており、いわゆる逆転現象がみられた。

税・社会保障による貧困削減効果が高かったのは死別母子世帯であり、かつ、その貧困削減効果は上昇傾向にある。1994年では当初所得の貧困率と比べ、可処分所得でみた貧困率は約21%ポイント低下しており、2012年では約44%ポイント低下していた。他方で、その他の世帯類型では、貧困削減効果は1割に満たない。2012年になってようやく、離別母子世帯、死別父子世帯、未婚母子・父子世帯で貧困率の削減効果が10%ポイントを超えた。

4. ひとり親世帯の子どもの貧困率の変化要因

ひとり親世帯の子どもの貧困率の変化要因を分析するために、相対的貧困率の増減を3要素(ひとり親の配偶関係の構成割合の変化、当初所得の変化、可処分所得の変化)に分解し、3要因のうちのいずれが貧困率の変化に寄与しているか分析した(図表4)。

1994年から2012年にかけて、ひとり親の子どもの貧困率は、1994年45.0%、2000年53.2%、2006年46.4%、2012年46.3%と増減した。94年から12年にかけて、1.3%ポイント増加しているが、この間の変化は、当初所得における貧困率引き上げの影響が最も強い一方で、税・社会保障による引き下げ効果も大きく、トータルで1.4%ポイントの上昇にとどまった。貧困率を引き上げた要因は、当初所得の貧困率の変化分とひとり親の配偶関係の構成割合の変化分であり、とくに前者は8.7%貧困率を引き上げた。ひとり親の構成割合の変化によっても4.5%貧困率を引き上げている。これに対して、税・社会保障が9.6%貧困率を引き下げたことで、約1%水準の低下にとどまった。

6年ごとに区切って貧困率の増減要因をみると、1994年から2000年にかけて、貧困率

は8.2%ポイント大幅に上昇した。そのうち5.4%が市場所得の変化分による上昇であるが、税・社会保障も1.4%貧困率を引き上げていた。

2000年から2006年にかけて貧困率は6.8%ポイント低下したが、これは税・社会保障による貧困削減効果(-7.0%)が大きかったためである。続く2006年と2012年間の貧困率の変化はほぼ横ばい(0.1%ポイント低下)であったのは、この間も税・社会保障による貧困削減効果が、当初所得の変化による貧困率の引き上げを相殺できていることによる。

ひとり親の構成割合の変化は、年によって大きな変動はないものの、貧困率の引き上げに一定程度寄与している。母子世帯のなかでも相対的に所得の高い死別母子世帯が減少する一方で、所得の低い離別母子世帯が増加していることが、貧困率を一定程度高めていると考えられる。

考察

母子世帯の場合、概ね、死別、離別、未婚の順で当初所得の貧困率が高い傾向があるが、可処分所得でみた貧困率は、離別、未婚、死別の順で高くなる。このことについて、社会保障、就労状況、世帯の特徴をふまえて解釈してみよう。

死別母子世帯では、市場所得での貧困率が最も高いが、税・社会保障での再分配効果が大きく、可処分所得でみた貧困率は離別母子世帯よりも低位に推移している。市場所得での貧困率が死別で高いのは、寡婦の就業率が離別の母よりは低いことがその要因と考えられる。他方で、可処分所得でみた貧困率は大幅に低下し、他のひとり親世帯よりも低くなる。これは、死別母子世帯に対して所得保障(遺族年金)の水準が高いことによると考えられる。逆にみれば、年金による所得保障の水準が高いことが、死別の母の就労率を低くする要因となっている可能性がある。

死別が遺族年金の対象となるのに対し、離別と未婚は児童扶養手当の対象となるものが多く、所得保障に関しては離別と未婚でほぼ同じ条件になる。死別母子にくらべ、離別・未婚の母子に対しては税・社会保障による貧困削減効果が弱いことがわかる。とくに2000年の離別母子世帯では、市場所得でみた貧困率と可処分所得で見た貧困率がほぼ同率で、税社会保障の効果がほとんどみられない。2006年以降は、税社会保障の貧困削減効果が大きくなり、離別、未婚ともに10%以上貧困率を引き下げている。これらの変化を所得保障制度の制度改革との関係で解釈すれば、1998年の児童扶養手当の給付抑制が、貧困率の削減効果を低下させたと考えられる。2002年以降も児童扶養手当の給付抑制が行われるが、他方で同時期に児童手当の拡充が進んだ。よって、2000年以降の貧困率の低下は、児童手当の拡充が一定程度寄与していると考えられる。

また、離別と未婚では、市場所得、可処分所得でみた貧困率ともに後者が低くなっている。このことは、未婚ひとり親は親と同居する三世帯世帯の割合が相対的に高いことがその要因の一つと考えられる。

さらに、父子世帯については、市場所得でみても可処分所得でみても、その相対的貧困率は母子世帯よりも低位にとどまっている。ただし、税・社会保障による貧困削減効果は小さい傾向が続いていたが、離別父子では2006年以降貧困削減効果の若干の改善がみられる。これは、児童手当の改善に加え、2010年から父子世帯も児童扶養手当の支給対象になったことが影響しているのかもしれない。死別父子世帯については、2012年に税・社会保障による貧困削減効果が大幅に高まったが、離別父子と同様に、児童扶養手当の支給対象が拡大されたことによる効果であるかもしれない。2014年から死別父子に対しても遺族基礎年金が支給されることになると、さらに貧困率の削減効果が高まる可能性がある。

結論

以上の分析から、ひとり親世帯に属する子どもの貧困率は、ひとり親の配偶関係、および、ひとり親の性別による違いがみられた。また、税・社会保障制度による貧困削減効果は、母子世帯に関して親の配偶関係、とくに、死別か離別かで異なっていた。さらに、貧困率の上昇は市場所得での貧困率の上昇が大きな要因であるが、2000年代後半以降はそれを税・社会保障の貧困削減効果で相殺していることで貧困率の上昇を抑制していることが明らかになった。ひとり親の構成割合の変化は、市場所得による影響よりは小さいものの、貧困率の引き上げに一定程度寄与していた。

引用・参考文献

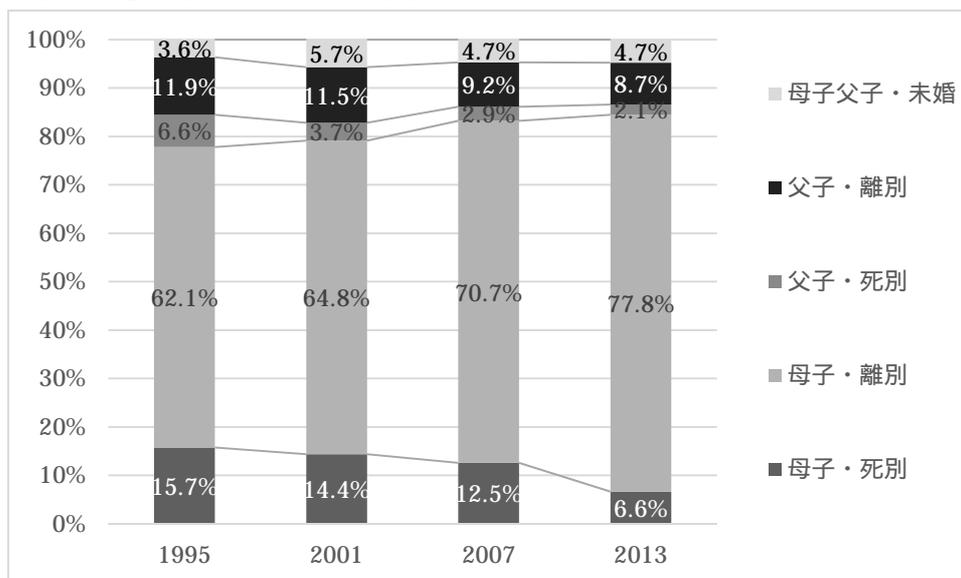
阿部彩(2006)「貧困の現状とその要因 1980～2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆『日本の所得分配』111-137頁

Eggebeen, David J., and Daniel T. Lichter. (1991) "Race, family structure, and changing poverty among American children." *American Sociological Review*. 801-817.

Förster, M. F., & Mira D'Ercole, M. (2005). "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s".

総務省統計局、2014『平成22年国勢調査最終報告書 日本の人口・世帯（上巻 - 解説・資料編）』

図表1 ひとり親世帯の子どもが属する世帯の構成



出所：「国民生活基礎調査」より筆者作成

図表2 ひとり親世帯の子どもの貧困率（世帯構成別、％）

	1994年	2000年	2006年	2012年
子どもの貧困率	12.0	14.9	14.1	16.6
ひとり親世帯の子どもの貧困率	45.0	53.2	46.4	46.3
死別母子	40.6	42.7	35.3	33.6
離別母子	55.6	63.1	52.1	51.0
死別父子	11.0	19.3	3.8	9.1
離別父子	15.6	24.9	18.2	22.5
未婚母子・父子	41.5	41.6	72.3	48.1

* 子どもの年齢は20歳未満

出所：「国民生活基礎調査」より筆者作成

図表3 ひとり親世帯の子どもの貧困率（再分配前後の比較）

死別母子

	1994年	2000年	2006年	2012年
当初所得でみた貧困率	61.2%	66.6%	61.0%	77.5%
可処分所得でみた貧困率	40.6%	42.7%	35.3%	33.6%

離別母子

	1994年	2000年	2006年	2012年
当初所得でみた貧困率	58.1%	63.5%	60.6%	66.0%
可処分所得でみた貧困率	55.6%	63.1%	52.1%	51.0%

死別父子

	1994年	2000年	2006年	2012年
当初所得でみた貧困率	9.4%	25.0%	5.2%	19.5%
可処分所得でみた貧困率	11.0%	19.3%	3.8%	9.1%

離別父子

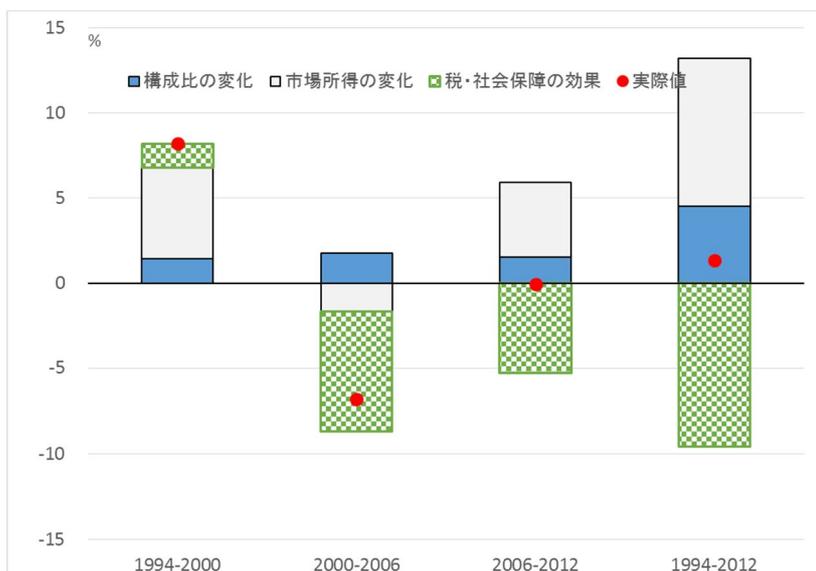
	1994年	2000年	2006年	2012年
当初所得でみた貧困率	17.4%	24.6%	21.4%	25.8%
可処分所得でみた貧困率	15.6%	24.9%	18.2%	22.5%

未婚母子・父子

	1994年	2000年	2006年	2012年
当初所得でみた貧困率	43.3%	45.6%	79.2%	61.9%
可処分所得でみた貧困率	41.5%	41.6%	72.3%	48.1%

出所：「国民生活基礎調査」より筆者作成

図表4 ひとり親世帯の子どもの貧困率の変化の要因



出所：「国民生活基礎調査」より筆者作成

